

大船渡市障害者活躍推進計画

機関名	大船渡市
任命権者	大船渡市長
計画期間	令和2年度～令和4年度（3年間）
大船渡市における障害者雇用に関する課題	<p>大船渡市においては、令和元年6月1日時点の障害者の任免状況において、岩手労働局が通報者の対象となる職員の範囲を改めたことに伴い、これまで算入していなかった非常勤職員を対象職員としたことにより、法定雇用率が未達成となった。</p> <p>計画期間の終期までに法定雇用率の達成はもちろんのこと、雇用した障害者である職員の活躍のためには、同一の職場に長期に定着するだけでなく、その障害特性や個性に応じた能力を最大限に発揮できるよう、職種や業務内容の拡充など、更なる体制整備や各種取組を進めることが必要である。</p>
目標	
①採用に関する目標	<ul style="list-style-type: none"> ○実雇用率 2.60%（令和4年6月1日時点） (参考) 令和元年6月1日時点の実雇用率：1.87% <p>（評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。</p>
②定着に関する目標	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある職員（会計年度任用職員を除く。）の採用後1年の定着率 100% <p>（評価方法）毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を基に把握・進捗管理。</p>
③ワーク・エンゲージメント (仕事への積極的関与の状態)に関する目標	<ul style="list-style-type: none"> ○初年度の基準を上回る。 ※初年度には実態に関するデータを収集する。 <p>（評価方法）在籍している障害者（新規採用を除く）に対し、アンケート調査等を実施し、把握・進捗管理。</p>
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者として、総務部総務課長を選任する。 ○令和2年度末までに、障害者雇用推進者等を構成員とする「障害者雇用推進チーム」を設置するとともに、同チームの下に実務者チームを設置し、障害者である常勤職員等に広く参画を呼びかける。
(2) 人材面	<ul style="list-style-type: none"> ○厚生労働省障害者雇用対策課等で開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」や各種障害者雇用等に関する講座・研修会への受講案内を行い、参加を募る。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	<ul style="list-style-type: none"> ○現に勤務する障害者や今後採用予定の障害者の能力や希望等も踏まえ、年1回以上、組織内アンケート等を活用した職務の選定及び創出について検討を行う。 ○組織内において、定期的に面談等を行い、障害者と業務の適切なマッチングができるかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。

3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人材管理

(1) 職務環境	<ul style="list-style-type: none"> ○新規に採用した障害者については、定期的に面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過度な負担にならない範囲で適切に実施する。
(2) 募集・採用	<ul style="list-style-type: none"> ○採用選考に当たり、障害者からの要望を踏まえ、障害特性に配慮した選考方法や業務選定などを工夫し、精神障害者等の積極的な採用に努める。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援を受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
(3) 働き方	<ul style="list-style-type: none"> ○短時間勤務制度などの柔軟な勤務時間管理制度の利用促進を図るとともに、時間単位の年次有給休暇や、病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
(4) キャリア形成	<ul style="list-style-type: none"> ○本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する。
(5) その他の人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ○年1回の面談を設定するとともに、必要に応じて随時面談を実施しながら、状況把握・体調配慮を行う。 ○障害者からの要望を踏まえ、障害者特性に配慮した職場環境、通勤への配慮等など障害者支援に係る取組を進める。 ○中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職場環境の整備等や通院への配慮、働き方等の取組を進める。 ○本人が希望する場合には、「精神障害者等の就労パスポート」の活用等により、就労支援機関等と障害特性等についての情報を共有し、適切な支援や配慮を講じる。